

1 特定事業所集中減算について

毎年度2回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、対象となるサービスのいずれかで、同一法人が開設する事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合には、正当な理由がある場合を除き、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月200単位／件の減算となります。

対象となるサービス・・・訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

2 判定の方法について

- (1) 判定については、毎年度2回（前期及び後期）行います。
- (2) すべての居宅介護支援事業者は、居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（以下「判定様式」という。）により判定を行い、判定の結果が80%を超えた場合は、判定様式を市に提出してください。なお、判定様式は和歌山市のホームページからダウンロードできます。（ページ番号 1003145 参照）
- (3) 判定様式については、市への提出の要否にかかわらず作成し、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保存してください。（運営指導で確認する場合があります。）

※ 新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定の結果にかかわらず、指定を受けた年月日が属する判定期間の判定様式を市に提出してください。

区 分	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前 期	3月1日から8月末日まで	9月15日まで	10月1日から3月31日まで
後 期	9月1日から2月末日まで	3月15日まで	4月1日から9月30日まで

＜判定様式の提出方法＞

提出先 ： 和歌山市 指導監査課

提出方法：「電子申請・届出システム」を利用して提出してください。

（「申請届出メニュー」は「6. 他法制度に基づく申請」を選択しご提出ください。）

「GビズID」の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は従来の来庁による窓口での提出、郵送及びメールによる提出も可能としますが、
「電子申請・届出システム」の積極的な利用をお願いします。

3 具体的な計算式

対象となるそれぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算となります。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置づけた計画数

※「紹介率最高法人」・・・最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

4 正当な理由について

80%を超えたことについて、次の(1)～(6)のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。

なお、正当な理由がない場合は、判定様式の提出に加え、減算に係る届出も行ってください。

【正当な理由】

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となる訪問介護等のサービス事業所が、サービス種類ごとでみた場合に5事業所未満である場合。

※事業所数については、（前期：3月1日現在、後期：9月1日現在）で判断する。

- (2) 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画数（給付管理を行った件数）が20件以下である場合。

- (3) 判定期間の1月あたりの特定事業所集中減算の対象となる訪問介護等のサービスを位置付けた居宅サービス計画件数が、サービス種類ごとでみた場合に平均10件以下である場合。

- (4) 利用者の希望等を勘案した結果、特定の事業者集中していると認められる場合。

正当な理由が(4)によるときは、当該理由を記載するほか、居宅サービス計画を作成する際の利用者への訪問介護等のサービス事業所の紹介方法も併せて判定様式の正当な理由の欄に記載してください。

この場合、利用者が訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【挙証資料】（利用者が当該訪問介護等サービス事業所を選択した理由等が記載されており、利用者の署名等があること）の写しを必ず提出してください（提出された挙証資料の内容によっては、挙証資料の追加提出を求めたり、個別のヒアリング等を実施する場合があります）。

利用者の心身の状態等から利用者自身が署名等することが困難である場合は、当該利用者の家族等の署名等で差し支えありませんが、利用者の家族等が署名等した理由を記載してください。

なお、挙証資料については、過去に利用者の署名等のある書面の写しを提出している利用者については、新たに当該書面を提出する必要はありませんが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、利用者名の横に“挙証資料提出済”と記載のうえ提出してください。

※既に契約が終了している利用者については、挙証資料の提出は不要ですが、当該利用者の契約終了年月日及び理由を利用者一覧表へ記入してください。（契約終了前に挙証資料を書いている場合は、それを提出しても差し支えありません。）

- (5) 休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継が行われた場合。

※当該引継に関係なく80%を超えている場合は、減算の対象となるので注意してください。

正当な理由が(5)によるときは、判定様式の正当な理由の欄に、引継を受けた分の居宅サービス計画数と、紹介率最高法人の計画数を記入してください。また、引継ぎが行われたことがわかる書類（引継書等）を添付してください。

- (6) 判定期間中に、新規指定を受け、又は再開、休廃止した事業者である場合。